# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名		
15	南島原市	国民年金関係事務	基礎項目評価書

# 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南島原市は、国民年金関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

#### 評価実施機関名

南島原市長

#### 公表日

令和7年9月30日

[令和7年5月 様式2]

# I 関連情報

- 12121111					
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務				
①事務の名称	国民年金関係事務				
②事務の概要	国民年金制度は、日本国憲法第25条第2項の理念に基づき、老齢、障がいまたは死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防ぎ、健全な国民生活の維持、向上に寄与することを目的(国民年金法第1条)とし、そのための必要な給付を行う(同法第2条)制度である。市町村が行う事務は、国民年金第1号被保険者の加入・喪失の届出、任意加入の申出、保険料の免除申請、学生納付特例申請、給付申請、老齢福祉年金や特別障害給付金の諸届出等々を受理し報告する事務並びに年金相談事務などである。				
③システムの名称	広域圏電算システム、総合行政システム、統合宛名システム、国民年金システム				
2. 特定個人情報ファイル:	名				
被保険者情報ファイル、収納情	青報ファイル				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	番号法第9条第1項、番号法別表46の項				
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する [ 実施しない ] 2) 実施しない 3) 未定				
②法令上の根拠					
5. 評価実施機関における	担当部署 把当部署				
①部署	福祉保健部健康づくり課				
②所属長の役職名	健康づくり課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求				
請求先	859-2211 長崎県南島原市西有家町里坊96番地2 総務部総務秘書課 <b>25</b> 0957(73)6621 859-2412 長崎県南島原市南有馬町乙1023番地 福祉保健部健康づくり課 <b>25</b> 0957(73)6641				
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	859-2412 長崎県南島原市南有馬町乙1023番地 福祉保健部健康づくり課 250957(73)6641				
9. 規則第9条第2項の適	用 [ ]適用した				
適用した理由					

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]		]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
いつ時点の計数か 令和7年4月1日 時点						
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満 ]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
いつ時点の計数か		令和	17年4月1日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

### Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
2)又は3)を選択した評価実施	項目評価書 ] 施機関については、それぞ	れ重点項目評価書	3) 基礎項目評価	書及び重点項目評価書 書及び全項目評価書		
されている。						
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワークシス	ステムを通じた入	手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託			[ 0 ]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネットワ	一クシステムを通じ	た提供を除く。)	[ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる Jスクへの対策は十分か	Γ	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	1	〇 ]接続しない(入手)	[ 〇 ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される			

7. 特定個人情報の保管・	消去			
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業	[ ○ ]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠				
9. 監査				
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査		
10. 従業者に対する教育・	啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[ ]	全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられ る対策	[ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ホットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発			
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	市側のシステムにおいては、 参照範囲が必要最小限となる		システムで情報照会を行うことができる端末、職員、 設定している	

# 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
			3		